

宮城県民間資金等活用事業検討委員会 ワーキンググループ運営要領（案）

（目的・趣旨）

第1 この要領は、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）第7条の規定に基づき、宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）にワーキンググループを設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（ワーキンググループの設置）

第2 委員会に別表のとおりワーキンググループを設置する。

（ワーキンググループの所掌）

第3 ワーキンググループは、別表に掲げる調査事項について、専門的知見を有する委員及び臨時委員（以下「委員」という。）により集中的に調査を行い、その結果を委員会に報告する。

（ワーキンググループの構成）

第4 ワーキンググループに属する構成員は、委員長が指名する。

2 ワーキンググループには座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員のうちから委員長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、当該ワーキンググループを代表する。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、当該ワーキンググループに属する委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

（ワーキンググループの会議）

第5 座長は、ワーキンググループの会議を招集し、その議長となる。

2 ワーキンググループの会議は、当該ワーキンググループに属する委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 座長が必要と認めるときは、座長以外の委員は、Web会議システムを利用して会議に出席することができるものとする。Web会議システムの利用については、委員会の例に準ずるものとする。

（会議の公開）

第6 会議の公開については、委員会の例に準ずるものとする。

（事務局）

第7 ワーキンググループの事務局は、総務部行政経営推進課及び事業担当課とする。

2 ワーキンググループの庶務は、総務部行政経営推進課において処理する。

3 事業担当課が委託した外部のアドバイザーは、事業担当課と同一の立場でワーキンググループ

の事務局に参加する。

- 4 事務局員，アドバイザー，その他ワーキンググループの場に出席した者は，調査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし，県及び委員会が公表した情報については，この限りではない。

（雑則）

第8 この要領に定めるもののほか，ワーキンググループの運営に関し必要な事項は，構成員の合意により定める。

附 則

- 1 この要領は，令和2年 月 日から施行する。
- 2 この要領は，令和3年6月30日に，その効力を失う。

別表（第2関係）

ワーキンググループ名称	調査事項
みやぎ型管理運営方式の事業者選定に係る財務会計ワーキンググループ	宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の第二次審査に当たり、応募者から提出された提案書類のうち、財務・会計に係る提案項目を整理する。
みやぎ型管理運営方式の事業者選定に係る技術ワーキンググループ	宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の第二次審査に当たり、応募者から提出された提案書類のうち、技術に係る提案項目を整理する。